別記様式第2号(第3条関係)

第　　号

指　　定　　書

名　称

所在地

道路交通法施行令第33条の5の3　第1項第1号ハ
第2項第1号ハ
第4項第1号ハ　の規定により、上記の届出自動車教習所が行う教習の課程（教習課程(大型)／教習課程(中型)／教習課程(準中型)／教習課程(普通)／教習課程(大自二)／教習課程(普自二)／教習課程(大型二種)／教習課程(中型二種)／教習課程(普通二種)）を指定する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。